

# 追加用例集

(「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律  
の一部を改正する法律案」関係)

## < 目次 >

### 法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（連携法）関係

#### 第2条第1号関係

【「〇〇的又は〇〇的な」の例】	1
【「基礎的な」の例】	1
【「共通して～する」の例】	2
【「基礎」の対峙概念として「応用」を用いている例】	2
【「応用的な」の例】	3
【教育内容について選択的に履修させることを規定している例】	3
【「段階的かつ体系的に」の例】	4

#### 第6条第3項第3号関係

【「〇〇の不利益となる」の例】	4
【「～とならないよう配慮」の例】】	5
【「配慮されたものであること。」の例】】	5

#### 新第11条関係

【「〇〇は、～するときは、〇〇が〇〇を踏まえたものとなるよう意を用いなければならぬ。」の例】	6
--	---

#### 新第12条関係第3項関係

【「〇〇については、〇〇を含めて行うものとする。」の例】	6
【「協定の目的となっている〇〇」の例】	7
【「〇〇において〇〇が行うこととされている〇〇」の例】	7
【実施状況を評価することとしている例】	8

### 司法試験法関係

#### 第4条第2項関係

【法律において、学校教育における科目の単位の修得が国家資格試験における取扱いと結び付けられている例】	8
【「所定〇〇」の例】】	9

【「必要なものとして〇〇省令で定める科目の単位」の例】	10
【「～しており、かつ、～と認め」の例】	10
【「～場合における〇〇の規定の適用については、「～」とあるのは、「～」と読み替えるものとする。」の例】	11

#### 第4条第3項関係

【「在学していた」の例】	11
【「課程を退学」の例】	12
【「（～した後の期間を除く。）」の例】	12

○財務省組織令

(平成十二年政令第二百五十号)

(財務総合政策研究所)

第六十七条 財務総合政策研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究並びに資料、情報及び図書の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
- 二 内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計を作成すること。
- 三 (略)
- 四 (略)

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

【連携法 第2条第1号関係】

対象用例：「〇〇的又は〇〇的な」の例

【連携法 第2条第1号関係】

対象用例：「基礎的な」の例

(昭和二十六年法律第四十五号)

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項  
2・3 (略)  
2・5 (略)

(機構の目的)

第四条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もつて人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。

【連携法 第2条第1号関係】

対象用例：「共通して～する」の例

○学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

## 【連携法 第2条第1号関係】

対象用例：「応用的な」の例

**第八十三条** 大学は、学術の中心として、広く知識を授

けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする

### 【連携法 第2条第1号関係】

**【選択法 第二条第一号関係】**  
対象用例：教育内容について選択的に履修させることを規定している例

## (教職員定数の算定に関する特例)

**第二条** 法第二十二条第一号の政令で定める特別の事情は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、全日制の課程又は定時制の課程の別に従い、同表の中欄に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

項目	学校の種類等	学科	加減する数
一 高等 学校	普通教育に関する科目及び 専門教育に関する科目を生 徒の選択によることを旨と して総合的に履修させる学 科（以下「総合学科」とい う。）	法第九条、第 十一条又は第 十二条の規定 により算定し た数に加える	
数 大臣 が定 める	当該学科 の生徒の収容 定員等を考慮 して文部科学 大臣が定める	数	

(職業能力開発促進の basic 理念)

第三条 労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に發揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

(機構の権限)

第四十条 機構は、第三十八条の規定により届出があつたものとみなされる貯金等債権に係る債権者（参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という。）のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもつて、破産手続に属する一切の行為（破産債権の調査において機構が異議を述べた機構代理債権に係る破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る破産債権査定申立て（破産法第二百二十五条第一項に規定する破産債権査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授権がなければならない。

【連携法 第2条第1号関係】

対象用例：「段階的かつ体系的に」の例

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

(平成二十三年法律第百八号)

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律

(平成二十年法律第八十七号)

【連携法 第6条第3項第3号関係】  
対象用例：「～とならないよう配慮」の例

第三条 (略)  
25 (略)  
6 経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第三十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。  
7 14 (略)

【連携法 第6条第3項第3号関係】  
対象用例：「配慮されたものであること。」の例

第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。  
一・二 (略)  
三 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものである」と。  
27 (略)  
四六 (略)

○法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律

(平成十四年法律第百三十九号)

○独立行政法人国立文化財機構法  
(平成十一年法律第百七十八号)

○法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律

(法科大学院の適格認定等)

(平成一九年三月三〇日法律第七号) 抄

(研究所の解散等)

(法科大学院の適格認定等)

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第七号) 抄

第二条 (略)

3～6 (略)

7 機構のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8～10 (略)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。

2～5 (略)

### 【連携法 新11条関係】

対象用例：「〇〇は、～するときは、〇〇が〇〇を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。」の例

### 【連携法 新第12条第3項関係】

対象用例：「〇〇については、〇〇を含めて行うものとする。」の例

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律  
（昭和五十一年法律第三十三号）

（平成九年法律第四十九号）

（防災街区整備権利移転等促進計画の作成の要請）

第三十五条 促進地区内防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その協定の目的となつてある土地につき、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に要請することができる。

（許可の有効期間等）  
（昭和五十一年法律第三十三号）

第三十六条 第三十二条第一項の許可の有効期間（第三項の規定により許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、当該更新を受けた許可の有効期間。以下この条において「許可の有効期間」という。）は、当該許可の日（許可の有効期間の更新を受けた場合にあっては、更新前の許可の有効期間が満了した日の翌日。以下この条において同じ。）から起算して三年（三年を経過する前に当該許可を受けた構成事業主（以下「送出事業主」という。）に係る認定計画において当該送出事業主が行うこととされている建設業務労働者就業機会確保事業の実施時期（以下この条において「実施時期」という。）の終了する日が到来する場合については、実施時期の終了する日までの期間）とする。

255 (略)

【連携法 新第12条第3項関係】

対象用例：「協定の目的となつてある〇〇」の例

○農地中間管理事業の推進に関する法律

(平成二十五年法律第二百一号)

(農地中間管理事業評価委員会の設置)

- 第六条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。  
2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

○弁理士法

(平成十二年法律第四十九号)

(試験の目的及び方法)

- 第九条 弁理士試験は、弁理士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもってその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

(試験の内容)

- 第十条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。  
一 特許、実用新案、意匠及び商標（以下この条並びに次条第四号及び第五号において「工業所有権」という。）に関する法令  
二 工業所有権に関する条約  
三 前二号に掲げるもののほか、弁理士の業務を行うのに必要な法令であつて、経済産業省令で定めるもの  
論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。  
一 工業所有権に関する法令  
二 経済産業省令で定める技術又は法律に関する科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目  
3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、工業所有権に関する法令について行う。

(試験の免除)

- 第十一條 次の各号のいずれかに該当する者に対しても、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試

験を免除する。

一・三 (略)

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の課程を修了した者であつて、当該大学院において経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位を修得したものの当該課程を修了した日から起算して二年を経過する日までに前条第一項第一号及び第二号に掲げる科目について行う短答式による試験

五・六 (略)

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

(所定給付日数)

第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一・三 (略)  
2・5 (略)

【司法試験 新第4条第2項関係】

対象用例：「所定〇〇」の例

○教育職員免許法

(昭和二十四年法律第百四十七号)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

別表第一(第五条、第五条の二関係)備考  
一～三 (略)

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)。

五～八 (略)

第三条 (略)  
2～7 等

8 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準(その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるととき(その申請をした者が国、市町村(指定都市を除く。)又は公立大学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるととき)は、第一項又は第三項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。)(指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。(指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行なう場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

【司法試験 新第4条第2項関係】  
対象用例：「～しており、かつ、～と認め」の例

9  
12 (略)

○財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第三十九号）

○高等學校等就学支援金の支給に関する法律  
(平成二十二年法律第十八号)

（日本開発銀行の利益金の処分の特例）

第五条 日本開発銀行が日本開発銀行法（昭和二十六年法律第二百八号）第三十六条第一項の規定により昭

和五十六年度から昭和五十九年度までの各事業年度において準備金を積み立てる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「千分の七」とあるのは、「千分の五」と読み替えるものとする。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第三十九号）第五条の規定により読み替えられた第一項」とする。

（受給資格）  
第三条（略）

3 2 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

【司法試験 新第4条第2項関係】

対象用例：「～場合における〇〇の規定の適用については、「～」とあるのは、「～」と読み替えるものとする。」の例

【司法試験 新第4条第3項関係】

対象用例：「在学していた」の例

○教育公務員特例法

(昭和二十四年法律第一号)

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十八条 (略)

2 任命権者は、大学院修学休業をしている主幹教諭等が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるとときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

(平成十一年法律第百三十七号)

(一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続)

第二十条 檢察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間(前条の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。)内において検察官又は司法警察員が指定する期間(当該期間の終期において第十八条の規定により傍受の実施を継続することができるとときは、その継続することができる期間を含む。以下「指定期間」という。)に行われる全ての通信について、第九条第一号の規定により提供された変換符号を用いた原信号(通信の内容を伝達するものに限る。)の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は、適用しない。

257 (略)

【司法試験 新第4条第3項関係】

対象用例：「課程を退学」の例

【司法試験 新第4条第3項関係】

対象用例：「(～した後の期間を除く。)」の例